

全司法本部との対応結果

- 1 年月日 令和元年8月30日(金)
- 2 場所 ①人事局総務課長室 ②職員管理官室
- 3 出席者 (当局側) 福島総務課長(①のみ), 大和谷職員管理官, 寺島補佐,
山本補佐
(本部側) [REDACTED], [REDACTED]

4 要旨

【① 人事局総務課長室での説明】

○ 令和2年度概算要求について

(当局)

当局からの説明は、別紙1のとおり

【② 職員管理官室での説明】

○ 令和2年度概算要求について

(当局)

その後のやりとりは、別紙2のとおり

(当局)

業務見直しによる事務官から事務官への振替要求について、「合理化により人員を削減する部署については、今後検討していくことになる」とのことであったが、減らす数だけあげておいて、部署を今後検討するというのは納得しがたい。また、昨年の平成31年度概算要求についても、「合理化により人員を削減する部署については、今後検討していくことになる」とのことであったが、平成31年4月に合理化により削減した部署の業務を明らかにしてもらいたい。

(本部)

答えられるかどうかも含めて引き取らせていただく。

以上

令和2年度概算要求（増員関係）について

国家公務員の定員について、政府は、平成26年7月25日、業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むこと等を内容とする「国家公務員の総人件費に関する基本方針」を閣議決定し、同日、毎年2%（5年10%）以上を合理化すること等を内容とする「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を閣議決定しており、国の財政状況が逼迫している中、既存業務の増大への対応は定員の再配置により対処する方針を明確にするなど、増員を取り巻く情勢は非常に厳しい状況になっている。

裁判所の事件動向等をみると、社会経済情勢の変化等を背景として個々の事件がより一層複雑困難化している民事訴訟事件の審理を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律による成年後見関係事件の更なる増加や、子をめぐる事件を中心に、紛争性が高く、困難さを増している事件が増加していることから、これらの事件について、より適正迅速な処理を図るためには、裁判部門の処理態勢を更に強化する必要がある。また、平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、家庭裁判所も、地域連携ネットワークの関係機関の一員として、各自治体や各種団体との協議会等に積極的に参加することが求められるところ、そのための態勢を強化する必要もある。

さらに、裁判手続等のIT化の検討・準備を適切に行うため、事件処理を支援する司法行政部門の体制を強化する必要がある。

このほか、政府の「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)」の趣旨を踏まえ、裁判所においても、平成27年度以降、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための増員を要求しており、本年も推進を図る必要がある。

そこで、令和2年度は、極めて厳しい財政状況の下ではあるが、裁判官（判事）30人、書記官13人、事務官31人の合計74人の増員要求を行うこととした。

なお、判事については、判事補から判事へ30人の振替要求、書記官については、速記官から書記官へ2人の振替要求を行うことにしており、今回の要求数はこれらの振替要求を含んだものである。

また、事務官については、業務見直しによる事務官から事務官への20人の振替を含むものである。

おって、令和2年度については、先に述べた閣議決定を踏まえた協力要請を受けて、裁判所では、定員合理化計画に協力するため57人の定員合理化を予定している。

この57人には、業務見直しによる事務官から事務官への振替分20人が含まれる。

令和2年度概算要求（増員以外）について

令和2年度概算要求の概要は、別添1「令和2年度概算要求の概要」のとおりである。

今回の概算要求では、司法権の適正な行使のために必要と考えられる予算額を要求したものであるが、今後の予算編成過程においては、財政当局から、国の厳しい財政状況を背景に、更なる要求内容の削減を求められることも想定される場所である。

(別添1)

令和2年度概算要求の概要

(単位：百万円)

概算要求総額

概算要求等額	(前年比)
329,284	3,709

〈主要経費〉

(1) 民事事件関係経費	3,590	152
(2) 刑事事件関係経費	4,565	159
(3) 家庭事件関係経費	6,219	▲ 68

〈人的機構の充実〉

増員要求 74人

判事 30人

書記官 13人

事務官 31人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む

定員合理化 57人

〈裁判所施設の整備〉

裁判所庁舎の耐震化ほか	17,730	250
-------------	--------	-----

施設の主な案件については別添2のとおり

(別添2)

令和2年度概算要求施設主要案件

1 庁舎新営・増築

(新営・継続分)	6庁	
本庁	(東京) 中目黒分室 (仮称)	(3)
	津地家裁	(7)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
地家裁支部	(広島) 福山	(4)
	(松江) 浜田	(3)
簡裁	(札幌) 静内	(2)
(増築・継続分)	1庁	
本庁	熊本家裁	(3)
(新営・新規分)	3庁	
本庁	鳥取地家裁	(9)
	佐賀地家裁	(8)
地家裁支部	(富山) 高岡	(7)

2 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化

(継続分)	6庁	
地家裁支部	(神戸) 柏原	(3)
	(大津) 彦根	(4)
	(名古屋) 半田	(2)
	(津) 伊賀	(4)
	(熊本) 玉名	(2)
簡裁	(福井) 大野	(2)

(2) 改修による耐震化

(継続分)	2庁	
本庁	最高裁	(2)
	大阪高地裁	(3)
(新規分)	2庁	
地家裁支部	(神戸) 伊丹	(2)
簡裁	(鹿児島) 徳之島	(2)

- 判事の増員要求数を30人としたのはなぜか。

近時の事件動向を踏まえた上で、より一層複雑困難化する事件に適切に対処する必要があることなどから、判事30人の増員を要求することとしたものである。

- 判事補から判事へ30人の振替要求を行ったのはなぜか。

近時の事件動向等を踏まえ、判事30人の増員を要求することとした一方で、判事補は927人の定員を維持する必要性が低いことから、国の極めて厳しい財政状況等を踏まえて検討した結果、30人の振替要求を行うこととしたものである。

- 振替を含めた書記官の増員要求数が昨年よりも11人減ったのはなぜか。

書記官は、裁判所の基幹官職として、適正迅速な裁判を実現していく中で重要な役割を果たしていると認識しており、これまでも事件動向等を踏まえながら、必要な人員の確保に努めてきたものである。具体的には、平成9年からの20年間で振替を含めて2900人を超える大幅な増員を行ったほか、平成30年度に19人、平成31年度に15人の増員をして、繁忙庁を中心に配置し、必要な態勢整備を行ってきたところであり、令和2年度については、書記官13人を増員すれば、現有人員の有効活用と併せて、より適正かつ迅速な事件処理を行っていけると判断したものである。

- (判事, 判事補を含めた) 裁判官全体の増員要求数としては昨年に比べ減少し, 書記官も減少しているが, 更に大幅な増員要求を行うべきである。

国の財政状況が逼迫している中, 行政官庁は既存業務の増大への対応を定員の再配置により対処することとされ, 国家公務員の定員を巡る情勢は, これまでになかった極めて厳しいものとなっており, 裁判所を含め, 人員増に対する風当たりはますます強くなっている。書記官の増員については, 財政当局からは, これまでの定員増による増員効果を指摘されており, 事件数の動向では, 成年後見関係事件を除いて各種事件で減少又は横ばいとなっている中で, 適正迅速な裁判を実現するため, 裁判部門の充実強化に向けた必要な人員の確保という観点から書記官13人の要求を行うこととしたものである。

- 本年7月に公表された裁判の迅速化に係る検証に関する報告書においても, 前回報告時と同様に, 民事訴訟事件について, 争点整理期間が若干長くなり, それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあることなどが報告されているのであるから, 裁判官について, もっと大幅な増員要求をすべきではないか。

今回の増員要求は, 民事訴訟事件について, 社会経済情勢の変化等を背景として個々の事件がより一層複雑困難化しており, 民事訴訟事件の審理を充実させる必要があることも踏まえたものである。今後も, 適正迅速な裁判を行って国民の期待に応えることができるよう, 迅速化検証の結果や検討会からの提言等も踏まえ, 今後の事件動向や事件の質の変化を十分に把握しつつ, 適正迅速な裁判のために望ましい審理形態の在り方等の検討

と併せ、今後とも、必要な人的態勢の整備について検討していきたいと考えている。

- 東京家裁で発生した加害行為事案や保釈中の被告人などの事件を受けて、警備や所持品検査の重要性が増していると思われるが、その対応のための増員はしないのか。

裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所での安全が確保され国民が安心して裁判所を利用できるようにする必要があると考えており、全ての来庁者が安全に裁判所を利用できる、実質的な裁判の公開という理念を確保するため、外注警備員の活用を含めて、必要な対策を講じているところであり、現段階において、警備等のために増員する必要があるとまでは考えていない。

- 成年後見関係事件の増加が著しいにもかかわらず、なぜ、家裁調査官の増員を要求しないのか。

家事事件は、成年後見関係事件が引き続き増加傾向にあるものの、少年事件については長期的に見た場合、減少傾向が続いており、平成30年の新受事件数は、近年のピークであった昭和58年に比べて約10分の1程度まで減少している。家事事件は継続して増加しているものの、その主たる要因である成年後見関係事件に関する家裁調査官の関与の範囲は限定的である上、家裁調査官については、平成12年度から平成16年度まで毎年5人ずつ増員するとともに、平成15年度から平成18年度まで合計4

3人の事務官からの振替を行い、平成21年度については、5人の増員を行っていることから、令和2年度においては、現有人員の有効活用をすることによって、家事事件の適正迅速な処理を図ることができると判断したものである。

- 少年事件の適正な調査を考えると、これ以上少年事件を担当する家裁調査官からのシフトは困難であるため、家裁調査官の増員を要求すべきである。

繰り返しになるが、少年事件の動向や事件処理状況を見ると、現有人員の有効活用により、家事事件及び少年事件の適正迅速な処理を図ることができると考えている。

- 増員の理由として家庭事件の処理の充実強化を挙げているが、なぜ、家裁調査官ではなく、書記官の増員を要求することになるのか。

引き続き事件増加が続いている成年後見関係事件の処理において、本人の意見聴取等、家裁調査官が担うべき分野については、これまで、先ほど述べた家裁調査官の増員等によって態勢を整備し、併せて、効率的な事務処理を工夫することにより、事件数が増加する中でも適正な調査が行われるよう努めてきたところである。他方、成年後見関係事件の適正な処理のためには、家裁調査官が行う調査のみならず、書記官による法的な要件の審査、所定の手続の履践、事件関係者に対する制度の説明が必要不可欠である。また、後見等監督事件の適正な処理のためには、成年後見人等から提出された報告書や財産目録等の審査をはじめ、成年後見人等や関係職種

との連絡・調整などの役割を書記官が担っていくことが求められている。そのため、成年後見関係事件を中心として、家庭事件を適正迅速に処理するためには、書記官の増員が必要であると判断したものである。

- 後見等監督事件は、性質上、長期間係属することが予想される事件であり、事務量は将来に向けて増加する一方であるが、将来の事務処理態勢についてどう考えているのか。

現在、政府において、成年後見制度利用促進基本計画に掲げられた成年後見制度の利用促進へ向けた各施策が推進されており、各家裁においても、基本計画を踏まえ、地方自治体や専門職団体との連携に向けた取組が進められていることから、今後、成年後見関係事件の動向をはじめ、成年後見制度を取り巻く状況が変化することが考えられる。

後見等監督事件については、これまでも、事務処理の合理化や各庁における運用の改善が図られてきたところであるが、今後も引き続き事務処理の在り方について検討するとともに、事件動向や事件処理状況等を踏まえながら、適正な人員配置に努めていきたい。

- 成年後見関係事件については家裁調査官の関与は限定的であるにしても、増加している、子をめぐる事件については家裁調査官の関与が想定されることから、増員が必要ではないか。

家裁調査官については、これまでも、事件数の動向及び事件処理状況等を踏まえて、態勢整備に努めてきたところであり、少年事件数が大幅に減

少している実情を併せ考慮すると、令和2年度においては、現有人員の有効活用をすることによって、適正迅速な処理を図ることができると考えている。

- 「事件処理を支援する司法行政部門の体制を強化する」とはどういうことか。

近時、情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展により、国民の生活に関わる様々な分野で手続のオンライン化が浸透する中、裁判所としても、裁判手続等のIT化について、適正・迅速な裁判を実現し、国民の利便性を向上させるために、IT化後の民事訴訟手続に関する新たな制度や運用の在り方を検討していくほか、オンラインでの申立てや電子記録の実現に向けたシステムの開発にも速やかに取り組んでいく必要がある。

そこで、こうした問題に対処し、適正迅速な事件処理を支援する司法行政部門の体制強化を行うため、増員を要求した。

- 「事件処理を支援する司法行政部門の体制を強化する」ための増員要求数はいくつか。

29人である。

- 具体的にどの部署で増員を検討しているのか。

裁判手続等のIT化を所管する部署等の増員を考えているが、具体的な

配置については、今後検討していくことになる。

- 検討するとのことだが、下級裁の司法行政部門にも増員するのか。

下級裁の司法行政部門の体制強化についても検討する必要があると考えており、業務見直しによる事務官から事務官への振替要求として、庁舎新営等に係る業務を所管する部署の強化などについて検討する予定である。

- 下級裁には何人増員するつもりなのか。

具体的な増員数については、下級裁の事務処理状況等を踏まえて今後検討することになる。

- 今後も司法行政部門で増員を要求していくのか。

今後増員要求を行うかは、事務処理の合理化、効率化という観点から事務処理態勢の見直しを不断に図りながら、裁判部門の事件処理の支援の必要性等を踏まえて検討していくことになる。

- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」による増員要求とは何か。

平成27年度以降、政府において、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」の趣旨を踏まえて、仕事と育児の両立支援制度の利用促進や育児休業からの復帰後の支援等の観点から、定員上の措置が行われたと聞いている。

裁判所は、同協議会の構成員ではないため、同取組指針の対象とならないものの、指針の趣旨等を踏まえて、平成27年度以降、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための増員を要求しており、本年も同様に取り組んでいく必要があることから、昨年度に引き続き、事務官について増員要求を行ったものである。

○ 増員要求した定員はどのように活用されるのか。

仕事と育児の両立支援制度の利用促進や育児休業からの復帰後の支援等を行うことにより女性活躍やワークライフバランスの推進を図るという観点から、育児の事情を抱えた職員を支援する職員を配置する等して、育児と仕事の両立が実現し、職場のワークライフバランスを推進するような人的態勢を確保するために活用する。

具体的には、これまでの取組を踏まえ、最高裁判所や下級裁判所において、そのような取組を行うことが必要な部署に配置することを考えている。

○ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」による増員要求数はいくつか。

2人である。

- 昨年よりも9人減ったのはなぜか。

各庁における事務処理状況等や、育児の事情を抱えた職員を支援する態勢を確保する必要がある部署の状況等も踏まえて検討した結果、令和2年度においては、増員2人の他は、これまでの増員分を含む現有人員を有効に活用することによって、必要な態勢整備が行えると判断したものである。

- 具体的にどの庁に配置するのか。

具体的な配置については、今後検討することになる。

- 下級裁には何人配置するつもりなのか。

引き続き、下級裁においても、女性活躍やワークライフバランスの推進を図っていく必要があると考えているが、具体的な下級裁の配置数については、育児の事情を抱えた職員の活躍やワークライフバランス推進を図り、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」の趣旨に適った活用の在り方という観点から、今後検討することになる。

- 昨年度と異なり、書記官を要求しないのはなぜか。

各庁における事務処理状況等や育児の事情を抱えた職員を支援する態勢

を確保する必要がある部署の状況等も踏まえて検討した結果、令和2年度においては、これまでの増員分を含む現有人員を有効に活用することによって、必要な態勢整備が行えると判断したものである。

- 家裁調査官については「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための増員を要求しないのか。

家裁調査官についても、育児等の事情を持つ職員が一定程度存在することは認識しているところ、これまでに増員した事務官や書記官の定員の活用状況のほか、家裁調査官の職務の特性を踏まえつつ、単に育児や介護等の制度取得によって欠けたマンパワー分を補填するだけでなく、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための定員により、子育てや介護をしながら活躍できる職場作りの実現にどのように生かすことができるかといった観点も含め、引き続き検討していくことになる。

- 育児や介護の事情を持つ職員が増加していることから、こうした措置をさらに拡大すべきではないのか。

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための定員の趣旨は、単に育児や介護等の制度取得によって欠けたマンパワー分を補填するだけでなく、仕事と生活の調和を図り、子育てや介護をしながら活躍できる職場作りを実現することにあるところ、こうした措置の拡大については、行政官庁の動向や裁判所における取組の実績等を踏まえて検討していくことになる。

- 昨年度同様，速記官の書記官への振替要求を2人にしたのはなぜか。

これまで緩やかに録音反訳方式に移行し，速記官として働き続けることを希望する職員の任用等に支障が生じない範囲内で，速記官から書記官への振替要求をしてきたところであり，令和2年度においても，速記官定員の欠員数等も踏まえた上で，2人を振り替えることにしたものである。

- 今後も速記官から書記官への振替を要求していくのか。

これまで説明してきているとおり，緩やかに録音反訳方式に移行していくという当局の方針に変更はないが，次年度以降の振替要求数についても，速記官定員の欠員数等を踏まえて検討していくことになる。

- 業務見直しによる事務官から事務官への振替要求はどのようなものか。

最高裁判所におけるシステム開発等に係る新規業務や下級裁判所の庁舎新営等に係る業務を所管する部署を強化するため，業務の見直しによる合理化が可能な部署で減員を行うことで，事務官から事務官への振替要求を行ったものである。

- 人員を削減する部署はどの部署か。

合理化により人員を削減する部署については、今後検討していくことになるが、最高裁判所と下級裁判所の司法行政部門において、事務の合理化ができないか個別に検討していくことになる。

- 最高裁判所と下級裁判所それぞれの事務官削減数はいくつか。

具体的な庁及び部署については、今後検討していくことになるが、最高裁判所7人、下級裁判所13人を予定している。

- 書記官は今後どの程度増員していくつもりなのか。

今後の事件動向はもちろんのこと、民事、刑事、家事及び少年の制度的又は手続的変更、事務処理のIT化等、書記官の事務やその処理態勢に種々の影響を与える各種要因やそれに応じた内部の事務処理態勢等も考慮し、適正迅速な裁判を行っていくために必要な態勢の確保を図っていく必要があると考えている。

しかし、今述べたように、不確定な要因が多く、現時点で今後の具体的な見通しは言えないことを理解してほしい。

- なぜ政府の協力要請に裁判所が応じるのか。

これまでも説明しているとおり、裁判所は行政機関ではないので、政府の定員合理化計画に直ちに拘束されるものではない。しかし、国家公務員

の定員を巡る情勢が厳しさを増す中で、引き続き裁判部の充実・強化を図っていくためには、政府からの協力依頼を踏まえて、国家の一機関として、他の行政官庁と同様に、事務の効率化等必要な内部努力を行い、定員合理化に協力することは必要と考えている。こうした考えに基づき、事務局部門に限って、従前から合理化計画に協力しているものである。

- 政府からの協力要請については、いつどのような形でなされたのか。

平成26年7月25日に内閣官房長官から最高裁判所事務総長に宛てて、書面で協力要請がされた。内容は同日「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が閣議決定されたので、協力してもらいたいというものである。

- 今回改めて、平成26年7月25日付け要請のようなものが、政府から最高裁に対してあったのか。

平成26年7月25日付け閣議決定（国の行政機関の機構・定員管理に関する方針）は、定員合理化に関する基本的考え方を示したものであり、特段の期限を明示したものではないと認識している。

- 裁判所の合理化数はどのようにして決めたのか。

内閣からの協力要請を受け、行政官庁における合理化目標数、合理化率

などを見ながら、国家公務員の定員を巡る情勢が厳しさを増す中で、引き続き裁判部の充実・強化を図っていくことについて国民の理解を得るという観点に立ちつつ、事務の効率化等による合理化可能数を考慮して、自主的に決めたものである。

- 合理化数が昨年よりも13人減っているのはなぜか。

先ほど述べたとおり、行政官庁における合理化目標数、合理化率などを見ながら、国家公務員の定員を巡る情勢が厳しさを増す中で、引き続き裁判部の充実・強化を図っていくことについて国民の理解を得るという観点に立ちつつ、事務の効率化等による合理化可能数を考慮した結果である。

- 合理化減はどの官職で受けるのか。

どの官職で受けるかについては、今後検討していくことになるが、業務見直しによる事務官から事務官への振替20人については、定員合理化に含めることを考えており、その余については、基本的には、行(二)職を合理化することになる。

- 再任用短時間勤務職員の定数については要求しなかったのか。

令和2年度については、必要性等を検討した結果、要求しないこととした。

- 7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」（以下「概算要求基準」という。）の内容を説明してもらいたい。

今回の概算要求基準は、昨年とほぼ同様の枠組みではあるが、①人件費を含む義務的経費については、前年度当初予算額に相当する額の範囲内で要求し、②施設費を含む裁量的経費については、前年度当初予算額の90%に相当する額の範囲内で要求するとともに、骨太の方針、未来投資戦略等を踏まえた諸課題について、前年度当初予算額から削減した10%の額の3倍を上限とする要望を認めることとされている。

また、この概算要求基準を受けた令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」で示された「新経済・財政再生計画の着実な推進」の方針の下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとされていることから、今後、最終的な政府案の決定まで、極めて厳しい折衝が続くことが予想される。

- 裁判所は特別機関なのであるから、概算要求基準に従う必要はないのではないかと。

今回の概算要求基準は、予算の柔軟性に乏しい裁判所にとって極めて厳しい内容であったが、裁量的経費の削減について裁判所の特殊性を主張する余地は乏しいことや昨今の厳しい財政状況等を考慮し、政府からの協力要請を受けて、裁判所としても基本的にはこの基準に沿って概算要求をすることとしたものである。

- 「前年度当初予算額から削減した10%の額の3倍を上限とする要望について、裁判所では、どのような要望を行ったのか。

裁判所からは、新規分である改修による耐震化2庁に係る経費など合計約82億円を要望した。

- 「民事事件関係」の主なものは何か。

民事調停委員手当、労働審判員経費及び裁判手続等のIT化関連経費等である。

- 要求額が増加しているのはなぜか。

民事調停事件の事件動向等を考慮の上、民事調停委員手当等の要求額を減額する一方で、裁判手続等のIT化の推進に向けた経費が増額したことが主な要因である。

- 裁判手続等のIT化の推進に向けた経費は、どの程度計上したのか。

5億7300万円程度である。

- 裁判手続等のIT化の推進に向けた経費の中身は何か。

「フェーズ1」の拡大に伴って、ウェブ会議の運用経費を増額するとともに、それ以外の経費として、書面の電子提出に係る経費、さらに全体計画策定のためのコンサルティング費用を計上している。

- ウェブ会議用パソコン等は、何台分を要求したのか。

139台分である。

- なぜ139台分を要求したのか。

令和2年度にウェブ会議等を積極的に活用する争点整理の新たな運用を開始する庁については、今後検討することになるが、概算要求においては、37地裁の本庁（令和2年2月頃及び5月頃に運用を開始する13地裁以外の庁）において運用を開始するのに支障のない台数として積算したものである。

- ウェブ会議用パソコン等は、各庁に何台ずつ整備されることになるのか。
書記官用にも整備されるのか。

書記官用の要否も含め、どの庁に何台整備するかは、今後検討するこ

とになる。

- 「書面の電子提出」とは具体的にどのような方法を想定しているのか。

民訴法132条の10第1項は、「申立てその他の申述」につき、最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を用いてすることができるものとし、インターネットを介して準備書面等の書類を電子的に提出することを法律上許容している。

そこで、現在、ファクシミリや郵送により提出されている準備書面等について、現行法下でのIT化の取組として、民訴法132条の10の枠組みを利用してインターネットを介して電子的に提出することを許容するための検討を進めることとしたものである。

もともと、電子提出の具体的な方法については、現在検討中であり、回答することができる段階にはない。

- 「全体計画策定に向けたコンサルティング」とは具体的にどのようなものか。先に行われたコンサルティングとの違いは何か。

今回のコンサルティングは、e提出及びe事件管理の実現に向けて、民事訴訟における具体的な場面を想定し、利用者目線等も踏まえて具体的なシステムの在り方(システム化計画)について、裁判所外部の知見を取り入れて検討するためのものであり、システムの全体化を構想しようというものである。それに対し、平成30年度に実施したコンサルは、①IT化の実現手段と実現した場合の効果や実現に向けた制約、必要な費

用等を明らかにすること，② I T化を支える技術基盤（アーキテクチャ）やその整備及び運用にかかる費用感を明らかにすること，③ I T化に向けた全体的な取組の手順（ロードマップ）の仮説や裁判所が取り組むべき事項とそのスケジュールの案を明らかにすること，を目標としたものであって，いわば I T化の実現可能性を探るためのものであった。

- 裁判手続等の I T化に向けたシステム開発に関する経費は要求しないのか。

具体的なシステム開発は，法改正を含む新たな制度や運用を踏まえる必要があるため，予算要求していない。

- 「刑事事件関係」の主なものは何か。

裁判員制度関係経費や心神喪失者等医療観察事件関係経費等である。

- 要求額が増加しているのはなぜか。

裁判員裁判事件の事件動向等を考慮の上，裁判員の旅費・日当等を減額する一方で，裁判事務処理システム（刑事）（KEITAS）及び裁判員候補者名簿管理システムの機器更改に伴う改修等の経費を新たに計上したことが主な要因である。

- 「家庭事件関係」の主なものは何か。

家事調停委員手当等である。

- 要求額が減少しているのはなぜか。

家事調停事件の事件動向等を考慮の上、家事調停委員手当等の要求額を減額したほか、裁判事務支援システムに少年事件処理システムが統合されることに伴い、同システムの運用経費が前年度より減額となったことが主な要因である。

- 録音反訳委託費の要求内容はどのようになっているか。

事件の動向や予算の執行状況、速記官の退職者数等を考慮した要求をしている。

- 電子速記タイプライターの調達に必要な経費は、要求したのか。

電子速記タイプライターの整備に必要な経費として、4300万円程度を要求した。

- 前年度はどの程度だったのか。

前年度は3300万円程度である。

- 増額となっているのはなぜか。整備する台数を増やすのか。

見積り単価が増額したほか、前年度より6台多い36台の整備に必要な経費として要求したものである。

- 購入台数を36台とする理由は何か。

速記タイプライターの後継機種として電子速記タイプライターを計画的に整備していくため、初年度は速記官が3人以上配置されている庁に合計30台を整備したところ、速記官の執務環境整備の観点から、令和2年度の概算要求では、購入台数を36台とするものである。

- 速記官の執務環境整備の観点とは、具体的にどのようなことか。

整備初年度については、1人でも多くの速記官が電子速記タイプライターを使用することができるように、30台をできる限り多くの庁にかつ公平に整備するという観点から、速記官が3人以上配置されている庁に1台を配置することとしており、割合としては、22庁の合計148人の速記官数で計算して1台当たり約5人で使用している状況となっている。令和2年度までの調達手続により、電子速記タイプ

ライターを全速記官配置庁に行き渡らせるとともに、可能な限りこの割合を下げる方向で整備することを考えている。

- 令和2年度までの調達により、どのくらいの割合で整備されることになるのか。

現時点で明確な割合を出すことはできないが、令和元年8月1日時点での全速記官数で令和2年度までの調達予定台数を単純に割ると、1台当たり約2人の割合になる。

- 予備機を整備することになるのか。その場合の台数はどれくらいを予定しているのか。

今後検討していくことになる。

- 次年度以降も同様に整備していくのか。

各庁の速記官の配置数や立会状況、執務室の状況、それまでに整備してきた電子速記タイプライターの共有での使用状況等を考慮して、執務に支障が生じないように今後決めていくことになる。

- 1人1台を基本として整備してもらいたい。

整備台数については、各庁の速記官の配置数や立会状況、執務室の状況、それまでに整備してきた電子速記タイプライターの共有での使用状況等を考慮して、執務に支障がないように今後決めて行くことになる。

- 令和2年度に調達する電子速記タイプライターの整備予定庁、整備台数はどのようになっているのか。

各庁の速記官の配置数や立会状況、執務室の状況、令和元年度に調達する分の整備庁、整備台数等を考慮して、今後決めていくことになる。

- 電子速記タイプライターについて保守契約は行わないのか。

保守については、保守契約を行う必要があるかどうかを含めて、今後検討していくことになる。

- IT関連ではどのような要求を行ったのか。

裁判事務処理等のシステム経費、J・NETの維持管理経費等を要求している。

- 「裁判事務処理等のシステム経費」とは具体的にどのような経費か。

現行の裁判事務処理システム（民事・家事，刑事），督促手続オンラインシステム，保管金事務処理システム等の運用，保守等のための経費のほか，裁判事務支援システムの開発等に係る経費である。

- 「J・NETの維持管理経費」とは具体的にどのような経費か。

ネットワーク通信基盤の安定稼働，セキュリティ環境の維持・強化等を目的としたサーバ更新，運用，保守等に必要な経費を計上している。

- 人事・給与関係業務情報システム（人・給システム）や人事事務処理システムに係る経費は計上しているのか。

人事事務処理システムについては，例年要求している保守関係費用（ヘルプデスク，サーバ機の保守）及び人事院勧告等に伴う改修費用のほか，人・給システムの並行稼働に向けた移行支援業務及び移行後に必要となるツール等の開発費用等を計上している。

- 音声認識システムについては，どのような要求を行ったのか。

裁判員裁判における実運用を踏まえ，システムを円滑に運用するために必要な経費を要求することとした。

- 外注警備の業務委託費については、どのような要求を行ったのか。

警備業務委託費については、庁舎入口での常時の所持品検査を新たに実施した庁舎を含め、各庁舎の実績額等を考慮して必要な経費を要求した。

- 庁舎入口での常時の所持品検査を新たに実施した庁舎はあるのか。

今年度は、高松高地裁、東京地家裁立川支部、横浜家裁、大阪家裁、京都地裁の各庁舎において庁舎入口での常時の所持品検査を開始したと聞いている。これにより、現時点において、全国で19の庁舎で実施しているものと承知している。

- 庁舎入口での常時の所持品検査を実施する庁舎は、今後も拡大していくことになるのか。

各庁舎における取扱事件数、来庁者数、法廷前での所持品検査の実施状況等を踏まえつつ、対応を検討していくことになる。

- 司法修習に関連した予算要求はどのようなものになっているのか。

修習給付金（約34.5億円、前年度比約0.8億円増）、司法修習生に貸与する修習資金（約10.5億円、前年度比約0.3億円増）のほか、

貸与申請受付等に必要な業務委託費等を要求している。

- 新規の庁舎新営として、鳥取地家裁、佐賀地家裁及び富山地家裁高岡支部を選定した理由は何か。

老朽、狭あい庁舎の新営については、職員の勤務条件に関わる問題として、常に関心を持って努力しているところであり、必要性、緊急性の度合いや当事者の利便を勘案しながら、予算要求をしているところである。

いずれの庁舎についても、経年により、壁面や床面にはクラックが生じ、躯体の劣化が著しく、設備面においても老朽化が進んでいる。また、庁舎の狭あい化も進行し、執務スペースの不足や、家事事件の増加等により、調停室等の事件関係室の不足が顕著になっている。

加えて、鳥取地家裁については、在来棟と増築棟の2棟からなるところ、在来棟にはエレベーター設備がなく、エレベーターを利用する場合は増築棟を経由しなければならない上、車いす利用者が3階法廷エリアに行くには段差解消機を利用する必要があり、高齢者や車いす利用者に負担を強いっている状況にある。また、佐賀地家裁については、躯体のコンクリートが不健全で、解消し難い問題がある。さらに、富山地家裁高岡支部では、

の観点から問題がある。

これらの問題を抜本的に解消するために、鳥取地家裁、佐賀地家裁及び富山地家裁高岡支部の庁舎を新営することとしたものである。

- 令和2年度概算要求に計上していない耐震化未了の庁舎はあるのか。

盛岡地家裁二戸支部の1庁舎である。

- 盛岡地家裁二戸支部について、耐震化案件として計上していないのはなぜか。

盛岡地家裁二戸支部については、二戸市から移転要請を受け、建替えを検討していることから、予算計上を見送ったものである。

- 耐震改修工事の入札手続を取り消した野辺地簡裁について、耐震化案件として計上していないのはなぜか。

現に予算化されている案件であるためである。

- 野辺地簡裁庁舎の耐震改修については、今後どのようにするのか。

改修工事を実施する上で不可欠となる高力ボルトが極端な品薄状態にあり、高力ボルトの入手時期が早くても令和2年2月頃となることが判明したため、入札手続を取り消したものであるところ、今後も引き続き、仙台高裁において高力ボルトの入手が可能となる時期について、調査を行い、工事实現の見込みが立った時点で、改めて予算確保することになると考えている。

- 平成29年度補正予算で整備が完了しなかった耐震化案件は計上しているのか。

改修による耐震化案件として、平成29年度補正予算案件から徳之島簡裁を計上した。

- 概算要求施設主要案件には宿舎耐震改修工事の記載がないが、同改修工事に要する費用は計上していないのか。

■■■■ 宿舎（鹿児島地裁）、■■■■ 宿舎（高松地裁）について、宿舎耐震改修工事に要する費用を要求している。

- 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」の趣旨に沿う裁判所施設に関する緊急対策経費は計上しているのか。

裁判所施設に関する緊急対策に係る経費を要求している。

- どのような案件を要求しているのか。

エレベーターの耐震化や非常用設備の更新といった、国土強靱化の趣旨に沿う案件を要求している。

- 特定天井（高さが6メートルを超える天井の部分で、その面積が200平方メートルを超える吊り天井）の対応経費は計上していないのか。

司法研修所の大規模天井の耐震化予算を昨年度からの継続分として計上している。

なお、東京高裁の大規模天井（玄関ホール）の耐震化予算については、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応するため、裁判所施設に関する緊急対策に係る経費として要求している。

- アスベスト対策経費は計上していないのか。

計上している。

- 具体的な対象庁はどこか。

具体的な対象は、今後の予算折衝の結果を踏まえ、各庁の実情も考慮し、確定していきたい。

全司法本部との対応結果

- 1 年月日 令和2年9月30日（水）
 - 2 場 所 人事局総務課長室及び職員管理官室
 - 3 出席者 （当局側） 福島総務課長，青柳職員管理官，松田補佐
（本部側） ██████████，██████████
 - 4 要 旨
- 令和3年度概算要求について

以 上